相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市生野区生野西四丁目四〇番地、最後の住所大阪市東住吉区北田辺四丁目一五番二〇―四〇二号　被相続人　亡　坂﨑英美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月三日

大阪市北区西天満四丁目一一番二二号阪神神明ビル三階　外山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　外山　弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市住吉区帝塚山西二丁目五〇番地、最後の住所大阪府堺市北区北花田町四丁一一二番地二五　被相続人　亡　小畑　真

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月三日

大阪市中央区今橋二丁目二番二号南都銀行大阪北浜ビル五階

相続財産管理人　弁護士　市川　裕子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府八尾市刑部二丁目一七番地の四、最後の住所大阪府八尾市長池町三丁目三三番地の一レフィナード一〇一号

被相続人　亡　田上　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月三日

大阪市北区西天満四丁目一番二〇号ＬＥＥＰＬＡＺＡ二〇二号室

相続財産管理人　末井　太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府枚方市香里園東之町五番、最後の住所大阪府枚方市香里園東之町五番一五号

被相続人　亡　谷口　央

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月三日

大阪市北区西天満五―一―三南森町パークビル九階　相続財産管理人　宮岡　恒子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市須磨区明神町二丁目四番、最後の住所神戸市須磨区明神町二丁目四番八号

被相続人　亡　前田　愷朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月三日

神戸市中央区京町七四番地　京町七四番ビル六階　かがやき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　須山幸一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県出雲市唐川町一一〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　荒木　厚

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月三日

島根県出雲市今市町八〇八番地三

相続財産管理人　本常　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県出雲市万田町一〇八七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　福島　好夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月三日

島根県松江市母衣町一七八―二吾郷法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西村　信之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県鳴門市北灘町櫛木字井ノ尻一八番地、最後の住所徳島県鳴門市北灘町櫛木字八谷四四番地一　被相続人　亡　籠家スヱコ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月三日

事務所徳島市中央通二丁目一〇番地

相続財産管理人　小川　泰宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県室戸市吉良川町甲二八六二番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　島巻　孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月三日

高知県安芸市本町三丁目一一番五号安芸商工会館二階　安芸ひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　中井　陽

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県南松浦郡新上五島町奈良尾郷三五九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　野村　稲穂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月三日

長崎県南松浦郡新上五島町有川郷五九三番地

相続財産管理人　宮川　正之

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成25年7月3日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社スター・インベストメンツ・ホールディングス　②東京都知事(1)89852　③代表取締役　上岡孝　④東京都港区虎ノ門三丁目８番21号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区虎ノ門三丁目８番21号　株式会社スター・インベストメンツ・ホールディングス　代表清算人　上岡孝

①東急リバブル株式会社　②国土交通大臣(10)2611　③代表取締役　中島美博　④東京都渋谷区道玄坂一丁目９番５号　廃止した従たる事務所　東京都渋谷区道玄坂１―９―５　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都渋谷区道玄坂一丁目９番５号　東急リバブル株式会社　代表取締役　中島美博

①井川建設株式会社　②大阪府知事(0)19828　③代表取締役　井川重典　④大阪府大阪市住吉区住吉２丁目14番20号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市住吉区住吉２丁目14番20号　井川建設株式会社　代表取締役　井川重典